

1 相談の窓口について

障がいのある方の各種相談は、内容に応じて次の窓口が担当しております。

◆ 函館市福祉事務所

函館市福祉事務所では、高齢者、障がい者、児童などの福祉についての相談や各種申請を受け付けています。また、障がいのある方については、障がい保健福祉課（市役所本庁舎）および亀田福祉課（亀田支所）にて専門職員が各種相談に応じています。

＜主な業務＞

- ① 身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付申請、施設入所相談、福祉サービス等の利用相談、補装具費の支給、日常生活用具の給付、自立支援医療の給付
- ② 精神障害者保健福祉手帳交付申請、自立支援医療（精神通院医療）交付申請
- ③ 心の健康に関する相談や訪問指導、福祉サービス等の利用相談（精神障がい者分）
- ④ 介護保険サービス以外の生活支援等の高齢者福祉サービスの相談、認知症に関する相談
- ⑤ 生活保護や生活に困窮している方の相談
- ⑥ 保育所への入所
- ⑦ 母子生活支援施設、助産施設への入所、母子父子寡婦福祉資金の貸付、女性、母子・父子福祉についての相談

窓口

函館市福祉事務所（函館市東雲町4番13号 函館市役所）

- | | | |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| ①について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770) |
| | 亀田福祉課、湯川福祉課、戸井・恵山・楳法華・南茅部支所の市民福祉課 | |
| ②について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770) |
| | 亀田福祉課、戸井・恵山・楳法華・南茅部支所の市民福祉課 | |
| ③について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770) |
| ④について | 高齢福祉課 | (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936) |
| ⑤について | 生活支援課(生活保護) | (☎ 21 - 3285 FAX 27 - 3373) |
| | 亀田福祉課 | (☎ 45 - 5483 FAX 45 - 5486) |
| | 湯川福祉課 | (☎ 57 - 6170 FAX 57 - 4134) |
| | 地域包括ケア推進課福祉拠点担当 | (☎ 21 - 3089 FAX 27 - 3373) |
| ⑥について | 子どもサービス課 | (☎ 21 - 3270 FAX 22 - 2340) |
| ⑦について | 子育て支援課 | (☎ 21 - 3010 FAX 27 - 6262) |
| | 亀田福祉課内 | (☎ 86 - 7100) |

◆ 函館市総合保健センター

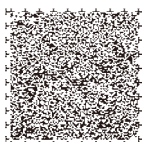
市民の健康づくり活動をはじめ、保健衛生の向上を図る一環として、各種相談などを行っています。

- ① 生活習慣病予防等健康教育、健康づくり相談、がん検診、その他各種健（検）診
- ② 結核予防、感染症予防
- ③ 指定難病の医療助成や療養に関する相談、被爆者援護
- ④ 妊娠・出産・子育てに関する相談
- ⑤ 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児の健康相談・家庭訪問指導、心身に障がいがある乳幼児の療育相談、育成医療の給付、小児慢性特定疾病医療の給付
- ⑥ 子どもなんでも相談110番

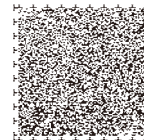
窓口

函館市総合保健センター（函館市五稜郭町23番1号）

- | | | |
|---------|------------------|-----------------------------------|
| ①について | 健康増進課 | (☎ 32 - 1515, 1532 FAX 32 - 1526) |
| ②、③について | 保健予防課 | (☎ 32 - 1539, 1547 FAX 32 - 1526) |
| ④について | マザーズ・サポート・ステーション | (☎ 32 - 1565 FAX 32 - 1506) |
| ⑤について | 母子保健課 | (☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506) |
| ⑥について | 子ども見守り・相談課 | (☎ 32 - 3192 FAX 32 - 1506) |



◆ **口腔保健センター**（函館口腔保健センター 函館市五稜郭町 23 番 1 号
函館市総合保健センター内 ☎ 56 - 8148 FAX 56 - 8120）



心身に障がいのある方、一般の歯科診療所で治療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療や休日救急歯科診療を行っています。

- ① 障がい者（児）歯科診療……土曜日（祝日、年末年始を除く、午前・午後とも予約制）
※ 午前…9:00～12:00（口腔ケア）、午後…14:00～17:00（歯科診療・口腔ケア）
- ② 休日救急歯科診療……日曜日、祝日および年末年始 9:00～14:00
- ③ 幼児歯科健診（フッ素塗布）…月曜日・金曜日の午前、火曜日の午後
※ 午前…9:30～11:00、午後…13:30～16:00（午前・午後とも予約制）

◆ **児童相談所**（北海道函館児童相談所 函館市中島町 37 番 8 号 ☎ 54 - 4152 FAX 32 - 6159）

原則、18歳未満の子どもの心や体、家庭や学校での問題について相談に応じ、子どもの明るく健やかな成長のお手伝いをします。

- ① お子さんや家族の方に通ってきてもらい助言などをします。必要に応じ家庭訪問や関係機関調査も行います。
- ② お子さんとの話や、心理的なテストなどによりお子さんの状態を把握します。
- ③ 必要と認められた場合、お子さんをお預かりし、行動観察などを行います。
- ④ お子さんをよりよく育てるためのいろいろな方法を考えるお手伝いをします。

◆ **社会福祉協議会**（函館市社会福祉協議会 函館市若松町 33 番 6 号
函館市総合福祉センター内 ☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224）

民間の社会福祉活動を推進する団体で、社会福祉関係者や関係機関の参加・協力のもと「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域福祉の推進を図る活動を行っています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④ 共同募金事業・歳末助け合い運動への協力
- ⑤ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑥ 移動支援事業の経営
- ⑦ 生活福祉資金貸付事業の運営
- ⑧ 函館市総合福祉センターの受託運営
- ⑨ 成年後見センターの事業の運営
- ⑩ 老人居宅介護等事業の経営、その他社会福祉に関する事業

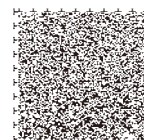
◆ **民生委員・児童委員**（函館市民生児童委員連合会事務局 函館市若松町 33 番 6 号
函館市総合福祉センター内 ☎ 26 - 8306 FAX 26 - 8306）

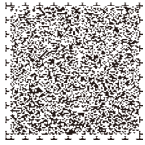
地域で生活する方からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じるとともに、必要な支援が受けられるよう、福祉サービスの情報提供や各種関係機関を紹介します。

- ① 高齢のひとり暮らしで生活が不安
- ② 出産や子育てが不安
- ③ 生活に困っている
- ④ 近所で虐待を受けているような子どもがいる など

相談方法：お住まいの地域の民生委員・児童委員の氏名や連絡先は、上記事務局へお問い合わせください。

なお、委員の自宅玄関には、「民生委員・児童委員」と書かれた青色の門標をつけておりますので、お気軽にご相談ください。





◆ **こども発達支援センター**（つくしんぼ学級 北斗市追分7丁目8番8号
☎ 090 - 2696 - 7185 FAX 48 - 7800）

ことばや対人面などに遅れの心配がある児童と家族に対して、次のような日常的な療育や、相談指導、支援を行います。

- ① 児童や家族への相談や学習会の開催、児童が日常にかかわる保育園・幼稚園等への支援
- ② 圏域内における発達支援のための体制づくり

◆ **障害者生活支援センター**（愛称『ばすてる』 函館市石川町90番地7
☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612 年中無休で相談に応じます。）

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、情報提供等の必要な支援を行います。また、基幹相談支援センターとして、地域の相談機関からの相談等にも応じ、相談業務を総合的にを行っています。

- ① 障がい福祉サービス等の利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援（コミュニケーション、外出の支援等）
- ③ 社会生活力を高めるための支援（健康管理、余暇活動等の支援）
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利擁護のための必要な援助（成年後見制度の相談・利用支援等）
- ⑥ 地域の相談機関等の支援など（関係機関との連絡・調整等）

◆ **函館地域生活支援センター**（函館市駒場町9番24号
☎ 54 - 6757 FAX 54 - 6811 年中無休で相談に応じます。）

地域で暮らす精神障がい者の方と、その家族が利用できる身近な相談窓口です。

日々の暮らしの中で困っている事や、悩み事のある方はお気軽にご相談下さい。また、以下の支援等も行っております。

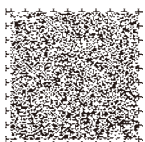
- ① 生活全般の相談（来所相談はお電話にてご予約のうえお越し願います）
- ② 各種情報提供 — 福祉制度、住居、日中活動、登録者限定通信の発行など
- ③ 食に関する支援（昼食・夕食サービス ※ただし食事代は自己負担になります。）
- ④ 退院促進支援事業 関係機関やピアサポーターと協力して行います。
- ⑤ 食堂、娯楽室などの場所の提供
- ⑥ 特定相談支援（サービス利用計画の作成）および一般相談（地域移行・定着）支援
- ⑦ 精神保健家族セミナー事業（4回開催）

◆ **発達障害者支援センター**（愛称『あおいそら』 函館市石川町90番地7
☎ 46 - 0851 FAX 46 - 0857）

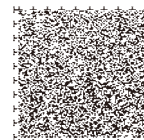
道南と道央（札幌市以外）に住む方々を対象に、自閉症スペクトラム障がいや注意欠如多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など発達障がいのある方とご家族が安心して、より充実した生活を地域で送ることができるようにお手伝いをするセンターです。

- ① 学習会・研修会の企画および講師派遣
発達障がいについての特徴を知り、具体的な支援の方法について学ぶ機会を提供します。
- ② コンサルテーション
保育園、幼稚園、学校や福祉事業所、職場などを訪問し、支援される方の日々の悩み・相談に応じ、障がい特性の理解や支援方法等について助言を行います。
- ③ 相談 — 日常生活におけるさまざまな相談をお受けします。（外来要予約）
ご相談の際は、保健師、学校教員、相談支援従事者、福祉事業者職員等の直接的に関わる身近な支援者の方とご一緒に、センターをご活用いただくことをお勧めしています。

※ お子様から大人まで、利用できます。
詳細は、ホームページ（<http://www.yuai.jp/aoisora/>）をご確認ください。



◆ **ハローワーク** （函館公共職業安定所 函館市新川町 26 番 6 号
☎ 88 - 1320 FAX 26 - 0738）



障がいのある方の職業相談・紹介、職業訓練校への入校案内・斡旋、雇用保険の給付等を行っています。また、手話通訳者つきの相談日（木曜日（月3回）午前10時～12時）、さらに専門の相談員（精神保健福祉士）による「こころの相談コーナー」（毎週木曜日、午前10時～午後4時）を設けています。

◆ **道南しょうがい者就業・生活支援センター**（愛称『すてっぷ』 函館市石川町90番地7
☎ 34 - 7177 FAX 34 - 5545）

障がいのある方が職業生活における自立を図れるように必要な支援を行います。

- ① 仕事を探している方や長続きしない方からの相談や、現在、職場で困っている方の相談を受け、ひとりひとりに合った支援を行います。
 - ・就職活動のアドバイス、サポート（各種訓練制度の紹介や実習場所の斡旋、職場見学の実施）
 - ・職場定着のアドバイス、サポート
 - ② 企業の障がい者雇用に関する相談を受け、アドバイスをします。
 - ③ 地域社会への働きかけを行います。
 - ・支援者、障がいのある方向けの勉強会や講演会の企画・実施
- ※ 仕事の斡旋は行っていません。

◆ **身体障害者相談員・知的障害者相談員**

身体障がい者、知的障がい者の方、または、その保護者からの相談に応じ必要な援助を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、福祉事務所等関係機関に対する協力等を行っています。

（令和6年8月1日現在）

身 体 障 害 者 相 談 員				
氏 名	住 所	電話・FAX	担当分野	所属団体
佐藤 秀臣	宮前町	41-2064	肢体	肢体障害者福祉協会
田辺 明子	弁天町	22-1812	肢体	肢体障害者福祉協会
山田 行広	入舟町	090-2697-9546	肢体	肢体障害者福祉協会
安立 直子	美原2丁目	46-2596	肢体	肢体障害者福祉協会
古林 恵子	北美原2丁目	46-7005	肢体	肢体障害者福祉協会
小西 誠	昭和3丁目	42-5707	視覚	視覚障害者福祉協議会
近藤 正樹	堀川町	090-2053-0203	視覚	視覚障害者福祉協議会
田中 祥平	富岡町1丁目	(FAX)76-9389	聴覚	聴覚障がい者協会
橋本 康治	西桔梗町	49-0269	肢体不自由児	肢体不自由児者父母の会
東 忠昭	富岡町1丁目	(FAX)83-7189	聴覚	中途失聴者・難聴者協会
白川 美紀子	的場町	53-5697	音声・言語	喉摘者福祉団体 道南銀鈴会
宮崎 久雄	高丘町	59-1761	難病	北海道難病連函館支部

知 的 障 害 者 相 談 員				
氏 名	住 所	電話・FAX	担当分野	所属団体
平清水 美奈	北美原3丁目	46-6150	発達障がい	北海道自閉症協会道南分会
相馬 ミ卫子	富岡町2丁目	43-9522	知的障がい	函館手をつなぐ親の会

各団体の連絡先は、82～83ページをご覧ください。

